

公募型競争入札参加者 各位

教育委員会事務局
教職員労務課長

発注情報詳細等に対する質問回答書

件名 令和3年度 会計年度任用職員等健康診断

上記の件に関して質問がありましたので、次のとおり回答します。

No	質 問	回 答
1	p. 7の8(5)イ ・職員番号は、受診者にたいして在籍中は変わることがなく、かつ別の受診者と番号が重複することはありませんでしょうか(過去の結果と統合する際に使用できますか)。	・会計年度任用職員として在籍している間は、2つ職員番号を保有している場合がありますが、変わることはありません。また、別の受診者と番号が重複することはありません。
2	p. 7の8(5)イ ・<健診結果掲載必須内容>の、「結果様式内でも別紙にしてよいもの」の、「問診票」の行で、「本人が記載済みのものを電子化した任意の様式」とありますが、電子化した場合、それを教育委員会に提出すれば、本人宛・学校宛には問診内容は記載しなくてもよろしいですか。	・「健康診断問診票(別紙2)」の回答内容を教育委員会あて個人健診結果に表記(別紙での表記も含む)していただければ、本人あて及び学校あての結果には問診内容を記載いただかなくても構いません。
3	p. 7の8(5)イ ・「結果様式内でも別紙にしてよいもの」に、「検査項目の説明と基準値を下回る又は上回る場合の状況(想定される疾病や症状の例など)と簡易なセルフケア方法」とありますが、こちらは学校分、教育委員会分にも必要でしょうか。	・学校あての結果には不要です(本人あてには必要)。教育委員会あてには、本人あての見本として4月頃に一度いただきたいです。
4	p. 8の9(1) ・9 結果報告書(1)個人あて ア に、「判定は第一分類判定及び総合判定のみ表示」とありますが、各項目に判定を表示してはいけいのでしょうか。	・受診者にとって分かりやすい表記であれば、第2・3分類を含めて表記していただいても構いません。事前にレイアウトの確認をさせていただきます。
5	p. 11の11(3)イ ・仕様書上、受診項目については、健診機関の判断で胸部X線直接撮影か、CTスキャン検査を実施すると記載されていますが、医師の判断により、両方を実施する必要があると判断された	・医師の判断により、両方を実施する必要があると判断された場合は、両方を実施し、料金を請求してください。

	<p>場合は、両方を実施し、料金も請求させていただけますでしょうか。</p>	
6	<p>p. 13 別紙 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C 健診でバリウム検査は希望者はすべて実施してよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週 20 時間を超えて勤務する会計年度任用職員で、35 歳・40 歳以上の希望者はすべて実施してください。
7	<p>p. 13 別紙 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オプション検診の胃検診（X線直接撮影）ですが、午後も実施してよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則は午前の実施としていますが、本人の了承が得られれば午後の実施も可能とします。
8	<p>p. 16 別紙 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃部 X 線に D 及び E 判定が存在していません。再検査（C）ではなく、精密検査や治療が必要と判断された場合、D 及び E 判定は使用できないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・判定は C とし、「至急受診してください」「早めに受診してください」等のコメントを記載してください。D 及び E 判定は使用できません。